

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人 群馬育英学園
② 設置大学名称	育英大学
③ 担当部署	法人本部総合企画部
④ 問合せ先	法人本部総合企画部
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 26 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 30 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念及び教育目標を大学のウェブサイトをはじめ、大学案内等を通して、学生だけでなく広く社会に示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して入学から卒業に至るまでのアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、大学のウェブサイト等を通して、学生だけでなく、広く社会に示している。 また、自己点検・評価を行い、カリキュラム等の見直しをして、教育の質の向上、学習環境の整備・充実に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学の意思決定は、学長のリーダーシップの下、運営会議、教授会、各種委員会で審議が行われている。各種委員会での審議内容は、運営会議及び教授会に提案又は報告され、運営会議及び教授会での意見を基に学長が判断する体制となっており、権限の適切な分散と責任が明確化されている。 また、副学長を配置しており、学長の命を受けて校務をつかさどるとともに、不在等のときは、職務を代行している。 教授会は、教育研究に関する審議機関として位置付けられ、専任教員で構成され、大学は教育学部長が議長となり、毎月定例及び必要に応じて臨時に開催され、学長が意思決定をするに当たって意見を述べる役割を担っている。 なお、学長と教育学部長は日頃から相談・報告・連絡をして意思疎通を図っており、学長からの学部への意思伝達は十分にできている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、各種委員会等は、教員事務職員で構成されており、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD・SDについては、運営会議で策定された基本方針に基づき、FD・SD委員会において、年次計画を立てて教職員の資質向上に向けた研修を毎年実施している。 教育内容・方法等の改善を目的とした研修では、本学の教職員及び非常勤講師を対象に相互に授業見学を実施している。なお、授業見学の実施の際には、見学者に対して授業見学報告書の作成を依頼し、提出された報告書は、授業担当教員にフィードバックしており、見学後は授業担当教員と参加者の間で、授業に関する質疑や意見交換を行うなど、相互に授業の改善・向上を図っている。

	また、教職員の大学運営に必要な能力及び資質の向上を図るため、各種の研修を実施しており、学外の研修会にも参加させている。
--	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	総合企画部を主管とする委員会で、部門別による内外環境を踏まえて、教学及び経営に関する中期計画を策定し、学園全体が一丸となって施策を実行している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	進捗管理体制を確立した上で、毎年度に中期計画の進捗状況や目標到達状況を部門別に把握し、理事会・評議員会へ報告している。また、必要に応じて計画の修正も行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目指している。また、社会人入学試験において、意欲のある社会人の受入れを実施している。その他、科目等履修生制度を設けて学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域教育の充実と発展に寄与するため、群馬県をはじめとして、高崎市、前橋市、伊勢崎市の各教育委員会と包括協定を締結し、それぞれの教育支援を行っている。 また、地域経済の活性化や地域産業の振興に貢献することを目的として、高崎市商工観光部が主催する「市内私立大学・短期大学連携事例発表会」において、市内の私立大学・短期大学の学生が地域貢献活動や新たなビジネスアイデアの展開を研究・発表しており、本学からは短大と合わせて毎年参加している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	群馬県内の大学で構成する「ぐんま大学連携ネットワーク」に参加して、多様性への対応を図っている。 学内では、受入れに当たっては、教務委員会、学生支援委員会、障害学生修学支援委員会で対応している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員等への女性登用に配慮している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び学校法人群馬育英学園寄附行為に基づき、理事の責務を踏まえた人材を確保するとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	法令及び学校法人群馬育英学園寄附行為に基づき、理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、評議員会との協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり、必要とされる識見を習得できるよう、理事に対する情報提供や研修機会の確保、充実に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び学校法人群馬育英学園寄附行為、並びに学校法人群馬育英学園監事監査規程に基づき、監事及び会計監査人の独立性を確保する観点重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査を実施するための必要事項を学校法人群馬育英学園監事監査規程に定め、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画や結果等について情報共有・意見交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、監査業務を支援するための情報提供や研修機会の提供及び充実に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び学校法人群馬育英学園寄附行為に基づき、評議員の責務を踏まえた人材を確保するとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	法令及び学校法人群馬育英学園寄附行為に基づき、評議員会の役割及び評議員の責務を明確にするとともに、理事会との協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる情報を、評議員に提供するとともに、研修の機会の提供及び充実に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	事象に応じたリスク管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定している。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人群馬育英学園コンプライアンス規程等を整備し、法令、学校法人群馬育英学園寄附行為、その他諸規程を遵守するよう、組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学のウェブサイト及び群馬育英学園のウェブサイトにおいて、情報公開のページを設けて、入学情報、教育情報、学生情報、研究活動への取組、自己点検評価、学則・諸規則、財務諸表などを情報公開するとともに、キャンパスライフ、進路支援、地域連携など様々な情報を公開している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報発信は、ウェブサイトでは、メニュー画面よりステークホルダー別に情報を集約しており、スマートフォンからも見やすくなっている。また、SNS や紙媒体を使用した情報発信も行っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明